

青森山田高等学校同窓会会則

第一章 総 則

第一 条 本会は青森山田高等学校同窓会と称し事務局を青森山田高等学校に置く。

第二 条 本会の目的は会員相互の親睦を図ると共に、母校の隆盛発展の後援を行う。

第三 条 本会は次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦を図り協力し合う。
2. 母校の発展のため、各種の後援を行う。
3. その他、必要なる事業を行う。

第二章 組 織

第四 条 本会員は次の会員をもって組織する。

1. 正 会 員 裁縫塾卒業生・家政学園卒業生・高等家政女学校卒業生
青森山田高等学校卒業生。
2. 特別会員 本校現教職員並びに旧教職員。
3. 賛助会員 本会の目的に賛同し常任幹事会で認められた者。
4. 名誉会員 常任幹事会の推薦により総会で承認された者。

第三章 役 員

第五 条 本会員は次の役員を置く。

1. 会 長 1 名 会務を総括し、会を代表する。
2. 副 会 長 若干名 会長を補佐し、会長事故ある場合、会務を代行する。
3. 幹 事 長 1 名 会長の命により、会務を執行する。
4. 副幹事長 若干名 幹事長を補佐し、幹事長事故ある場合、これを代行する。
5. 常任幹事 各卒業年度各期 3 名、及び会長指名常任幹事を置くことができる。
幹事長の指示により会務を分掌し、総会を附議すべき事項、及びその他重要事項を審議する。
6. 会 計 2 名 本会員の会計業務を行う。
7. 代 議 員 各卒業年度各期クラス代表 3 名。
8. 事 務 局 事務局には局長、事務員、会計を置く。
9. 会計幹事 2 名 本会の会計監査を行う。

第六 条 本会に名誉会長並びに名誉顧問を置くことができる。

第七 条 会長、副会長、常任幹事、会計幹事は総会において正会員より選任する。

第八 条 代議員、各期卒業クラス単位毎に 3 名を選出し、総会の承認をもって選任する。

各期代議員に変更がある場合は、総会の承認を必要とする。

第十二条 会長・副会長・幹事長・副幹事長・会計幹事の任期は 2 ヶ年とし再任は妨げない。

第四章 会議

第十二条 本会は次の会議を行う。

1. 総 会 定時総会は各期から選任された当該卒業年度の各クラスの代議員をもって構成し、毎年1回5月に開催し会務の報告、役員の選任、その他重要事項を審議する。
会議は会長が議長を務める。
2. 臨時総会 会長並びに常任幹事会が必要と認めた場合、これを聞くものとする。
3. 常任幹事会 常任幹事会は年2回（3月・10月）開催することができる。
4. 懇親会 2年に1回、会員の親睦を図るために開催する。

第五章 会計

第十三条 本会の会計は次のとおりとする。

1. 会員につき3,000円の終身会費。（卒業期に納入）
2. 本会に賛同する寄付金。
3. 会員等による賛助金。

第十四条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第六章 支部

第十五条 本会に支部を設置するときは、次の手続きを事務局に提出し、幹事会にて承認する。

1. 支部及び、支部長名
2. 支部会員名簿
3. 規約

附則

1. 規約改正は総会の承認を得る。
2. 本則は明文なき事項は常任理事会において、これを定める。
3. この会則は平成12年10月27日一部修正の上、施行する。